

枚方市環境審議会傍聴要領

平成 24 年 5 月 24 日
枚方市環境審議会決定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程に基づき、枚方市環境審議会（部会を含む。以下「審議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の公開等)

第 2 条 審議会の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会長（部会長を含む。以下同じ。）が公開しないことができる。

- (1) 法令等の規定により非公開とされる場合
- (2) 枚方市情報公開条例第 6 条の規定による非公開情報が含まれる事項について審議、調査等を行う場合
- (3) 公開することにより、当該会議の公平かつ円滑な審議が著しく阻害され会議の目的が達成されないと認められる場合

2 審議会は、その会議について非公開とすることを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

(傍聴の手続き等)

第 3 条 傍聴をしようとする者は、開会予定時刻の 30 分前から開会予定時刻の 5 分前までの間に、開催場所の受付に「傍聴申込書」を提出しなければならない。

- 2 傍聴者の定員は、会場等の都合により、会長が決定する。
- 3 傍聴をしようとする者が定員を超える場合は、抽選により決定する。

(傍聴できない者)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃などの危険物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、旗、のぼりなどを携帯している者
- (3) 笛や太鼓など音を出すものを携帯している者
- (4) 酒気を帯びていると認められる者
- (5) 前各号に定めるもののほか、審議を妨害し、又は他の者に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴者の遵守事項)

第 5 条 傍聴者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 静粛に傍聴し、みだりに傍聴席を離れないこと
- (2) 発言を求めたり、委員の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (3) 張り紙、ゼッケン、たすき、旗等を使用した示威的行動をしないこと
- (4) 飲食、喫煙等をしないこと
- (5) 審議会の会長の許可なく、録音、撮影等をしないこと
- (6) 前各号に定めるもののほか、審議の妨害となるような行為をしないこと

(会場秩序の維持)

第 6 条 傍聴者が前条の遵守事項に違反していると認められる場合において、会長はこれを制し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(資料の閲覧)

第 7 条 当該会議の次第、提出資料等については、原則として傍聴者の閲覧に供するものとする。

(その他)

第 8 条 この要領及び枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。